

基本計画部会経済統計ワーキンググループ 審議結果報告

平成29年 9 月

はじめに

- 基本計画部会経済統計ワーキンググループにおいては、平成29年2月に統計委員会に諮問された「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議のうち、経済統計全般に関する事項（国民経済計算体系的整備部会で審議する事項を除く。）に関して、次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「次期基本計画」という。）に盛り込むべき課題について審議を行った。審議に当たっては、平成28年度統計法施行状況報告を基にした現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「現行基本計画」という。）の取組状況を評価するとともに、「統計改革推進会議の最終取りまとめ」（平成29年5月、統計改革推進会議。以下「最終取りまとめ」という。）や関連施策の動向など、近年の経済情勢の変化を勘案した。
- 具体的には、平成29年6月から審議を開始し、国民経済計算体系的整備部会（以下「SNA部会」という。）において先行的に審議を開始した事項を除いた経済関連統計に加え、環境、観光などの分野別経済統計の整備を中心に、5回の審議を経て結論を得た。
- 審議の結果、現行基本計画のうち「経済関連統計の整備」における個々の課題に関する一定の結論は得たものの、「サービス産業に係る統計の整備」及び「企業活動に関する統計の整備」については、今後、SNA部会における「経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備」等の審議結果と本ワーキンググループの審議結果とを体系的整備の観点から確認・整理した上で、次期基本計画の最終答申案に向けた詰め審議が必要と考えられる。また、「分野別経済統計の整備」については、関連行政における施策展開の動向や国際的な要請等を勘案し、現行基本計画の項目を基本としつつも、「農林水産統計の整備・改善」を新たに項目として立てる必要があると考える。
- 以下、次期基本計画に向けた中間的な取りまとめとして、審議結果を「体系的な経済統計の整備」及び「分野別経済統計の整備」に整理して報告する。前者について、ここでは、従前の「サービス産業に係る統計の整備」及び「企業活動に関する統計の整備」をまとめて一つの節として整理しているが、この点については、最終報告の取りまとめに向けて更なる検討が必要と考える。

基本計画部会経済統計ワーキンググループ

座長 川崎 茂

I 体系的な経済統計の整備

1 サービス産業に係る統計及び企業活動に関する統計の整備

我が国経済において、サービス産業を中心とするいわゆる「第3次産業」が国内総生産に占める割合は、約7割で推移しており、その動向をより正確に把握することが求められている。また、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日、経済財政諮問会議。以下「基本方針」という。）においても、「サービス部門統計の充実」が求められるなど、GDP統計の精度向上という観点を含め、サービス統計の充実は喫緊の課題となっている。

このサービス産業に係る統計整備については、SNA部会の中間取りまとめでも確認されたように、現行基本計画中の取組状況も踏まえ、サービス関連統計の体系的な整備を一層促進する方向で、既存統計調査の発展的な整理・統合が検討されている。^(注1)

さらに、最終取りまとめでは、このサービス関連統計の整理・統合に向けた検討に加え、商業マージンを年次で把握することが求められている^(注2)など、次期基本計画期間中にサービス関連統計は大きく変化しようとしている。

一方で、以上のようなサービス関連統計に係る統計調査及び商業統計調査の見直しについては、SNA部会においても、「取組の動向を確認した上で、最終的な対応を整理する事項」と中間整理されていることや、これらの後継となる調査が企業を単位に実施された場合、「企業活動に関する統計整備」とも密接に関連する。さらに、SNA部会において検討された「経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備」の一環である中間年経済構造統計の取組や、基本計画部会共通基盤ワーキンググループと合同で確認した「事業所母集団データベースの整備」に関連するローリング調査やプロファイリング活動等への移行を含め、サービス関連統計及び企業活動に関する統計の体系的な整備を検討することが必要となっている。

このため、本項目においては、本ワーキンググループを中心に、SNA部会で先行的に審議されたこれらの事項の確認を含め、体系的かつ包括的な観点からの整理が必要と考えられる。

また、個別に審議した「第3次産業活動指数」及び「情報通信業基本調査」については、サービス関連統計の整備・改善状況等を踏まえつつ、次期基本計画において、以下の取組が必要と考える。

- 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努めること（経済産業省）。
- 情報通信業基本調査について、サービス関連統計の整備動向も踏まえつつ、本調査の位置付けや役割について検討し、早期に結論を得ること（総務省、経済産業省）。

^(注1) サービス産業動向調査及び特定サービス産業実態調査については、SNAの精度向上を図る観点から、サービス産業横断的に付加価値額等の構造面を把握する「サービス産業基本調査」（仮称。年次の基幹統計調査）として発展的に統合し、平成31年度から見直し後の調査を開始することに向け、具体的な検討が求められている。

^(注2) これまで5年に2回把握していた商業統計調査を、商業マージンの把握等に重点化した調査内容に見直した上で毎年把握が可能となるよう年次化を図る。

2 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備

経済活動のグローバル化に関連する、IMF（国際通貨基金）が設定する「経済・金融統計の公表基準（SDDS）プラス^{（注3）}」に関しては、現在は5項目を満たすことによって参加国として認められているものの、参加後5年以内に残りの4項目についても公表を開始する必要がある。

また、「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」（平成29年6月9日閣議決定。以下「未来投資戦略」という。）では、日本企業の活力を海外展開し、その恩恵を我が国の地域に取り込み好循環の拡大を図るため、我が国企業の高度技術を活かした海外展開の促進や、技術を有しながらも海外展開に踏み切れなかった中堅・中小等の海外展開の支援等が掲げられており、国際経済取引や企業の国際化を把握する「国際収支統計」及び「貿易統計」や、企業の海外事業活動を把握する「海外事業活動基本調査」の精度向上・提供情報の充実等に引き続き取り組むことが重要となっている。

このため、次期基本計画においては、現行基本計画を再整理し、以下の取組を推進することが必要と考える。なお、「国際収支統計」については、別途、SNA部会において審議が行われていることから、その審議結果と本項目との一体的な整理についても検討する余地がある。

- IMFの特別データ公表基準（SDDS）プラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、平成33年4月までに対応可能な全項目での公表を実現すること（財務省、内閣府）。
- 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計を作成することについて、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成の可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、利用者のニーズも踏まえつつ、提供情報を充実するなど、引き続き利便向上に努めること（財務省、総務省）。
- 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得ること（経済産業省）。

（注3） SDDS（Special Data Dissemination Standard）プラスとは、IMF（国際通貨基金）が定める経済・金融データに関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、参加条件である金融健全性指標や債務証券など5項目の公表に対応し、平成28年4月に参加したが、移行期間である5年以内に、残された4項目について、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要がある。

Ⅱ 分野別経済統計の整備

1 環境・エネルギーに関する統計の整備

現行基本計画における環境に関する統計の整備については、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定や、排出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出の一環として、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、排出・吸収量に関する統計の集計・算定・公表を行う国内体制の整備やデータの品質保証・管理等を進めている。具体的には、「家庭部門のCO₂排出実態統計調査」の本格実施、「廃棄物等循環利用量実態調査」の公表早期化、「環境分野分析用産業連関表」の部門別投入量の計上など、おおむね計画に沿った取組が進められている。

一方で、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）においては、引き続き、排出・吸収量の算定に係る排出係数や活動量の算定方法・過程の更なる精緻化などの改善を図るため、家庭部門のCO₂排出実態を詳細に把握するための統計等を整備することが掲げられている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）及び未来投資戦略においても、地球温暖化対策計画の推進が求められるなど、環境・エネルギー分野の統計整備は重要な課題となっている。さらに、国際的な取組である環境・経済統合勘定（S E E A）や持続可能な開発目標（S D G s）への対応も必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 廃棄物等循環利用量実態調査について、統計の精度向上に向け、副産物等の把握方法を精緻化する等の検討を平成30年度以降も引き続き行うこと（環境省）。
- エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化について平成34年度までに結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図ること（資源エネルギー庁）。

2 観光に関する統計の整備

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議策定）においては、観光による経済成長や地方創生の推進が掲げられており、その推進に当たっては、地域を含めた誘客状況及び消費動向をより正確に把握するなど、観光統計の整備・改善が引き続き必要となっている。

また、「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）においても、平成30年から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施することや、多様化する宿泊旅行について、その実態を把握するための方策について検討することに加え、各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への利活用を推進することが掲げられていることから、国の地方公共団体に対する支援、国と地方公共団体との連携も引き続き重要な取組となっている。なお、この関係では、SNA部会にお

いて、「訪日外国人消費動向調査」の都道府県別表章の充実が整理済みであるため、当該取組を本項目と一体的に整理する余地もあると考えられる。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、平成30年（1-3月期分）から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、平成30年度から推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討すること（観光庁）。
- 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を平成34年度までに得ること（観光庁）。

3 交通に関する統計の整備

現行基本計画における交通に関する統計の整備については、輸送貨物品目分類の統一や燃料消費量を把握する統計の精度向上など、おおむね計画に沿った取組が進められている。

一方、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）では、将来のニーズに応え得る「強い物流」を実現していくため、輸送モード間の連携・協働（モーダルシフト）による効率化などの各種施策を推進することが掲げられている。さらに、我が国全体のCO₂排出量（電熱配分後）の2割弱を占めている運輸分野における省エネ性能の向上、運行・運航の効率化を進めるとともに、トラックに比べ単位輸送当たりのCO₂排出量が少ない鉄道や船舶へのモーダルシフトを図るなど、地球環境問題にも取り組むことも掲げられている。

このような状況の中、交通統計は、これらの施策の推進状況をモニタリングする上でも重要性が高まっており、「自動車輸送統計調査」及び「港湾調査」について、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意しつつ、次期基本計画において、以下の取組を推進することが必要と考える。

- 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、平成32年度から新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得ること（国土交通省）。
- 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCSデータのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても平成30年度から検討に着手すること（国土交通省）。

4 不動産に関する統計の整備

骨太2017においては、空き家等の流通・利活用を図るとともに、住宅ストックの良質化・省エネ化、既存住宅の適正な評価等により既存住宅流通・リフォーム市場を活性化するなどの施策が掲げられている。

また、不動産に関する統計の更なる体系的整備を図る観点からは、行政記録情報の活用などによる地域別等の法人における土地の所有・利用状況の構造的な把握のあり方や、効率的な調査の実施に向けた検討が重要となっている。さらに、世帯や公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体像を把握する統計の整備に向けた検証・検討や、体系的整備に向けた具体的な課題の整理も必要となっている。

なお、本項目は、現行基本計画において、「建設・不動産に関する統計の整備」として整理されているが、建設総合統計、建築着工統計及び建築物リフォーム・リニューアル統計など一連の建設統計はSNA部会における先行的な審議の対象となっているため、便宜、「不動産に関する統計」として整理した。これらの建設統計については、多くの事項が「取組の動向を確認した上で、最終的な対応を整理する事項」と中間整理されていることから、今後、その確認を含め、本項目との関係を体系的に整理する必要があるものとする。

このため、次期基本計画においては、不動産関係の統計整備として、以下の取組が必要と考える。

- 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用等による報告者の負担軽減にも配慮しつつ、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進し、平成35年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得ること（国土交通省）。
- 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備に向け、関係府省とも連携しつつ、解決すべき課題を整理・検討し、平成35年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得ること（国土交通省）。

5 農林水産統計の整備・改善

骨太2017においては、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、農山漁村を次世代に継承し、農業者の所得向上等を図るため、構造的な問題を解決していくことが掲げられている。具体的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成28年11月改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。

また、この農林水産統計の整備に当たっては、報告者の記入負担の軽減や行政記録情報の活用にも留意しつつ、関連施策の展開に必要な調査事項の精査や調査方法等の改善、提供情報の充実等を推進することが必要である。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進し、平成31年度までに結論を得ること（農林水産省）。
- 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から検討し、平成34年調査の企画時までに見直しに向けた結論を得ること（農林水産省）。
- 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討し、平成34年調査の企画時までに見直しに向けた結論を得ること（農林水産省）。
- 作物統計調査の主産県調査対象品目について、全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図ること（農林水産省）。

以上